2026年11月
中国電力株式会社

電力卸販売の追加募集に係るご案内

当社は、2027年３月の月間商品および2027年度（2027年４月～2028年３月）の月間商品、四半期商品（以下、「2027 年３月・2027 年度向け期中卸」）の電力卸販売について募集※を行います（中国電力株式会社の小売部門への電力卸販売を含む）。

※ 2027年３月末までに実施する電力卸販売となります（2027年４月以降に実施する電力卸販売については、別途お知らせします）。

当該募集への参加を希望される事業者は、下記の内容を確認のうえ、参加申込をお願いします。

記

１．募集スケジュール

募集スケジュールは、当該募集へ参加いただく事業者に、都度お知らせします。

２．販売予定商品（標準メニュー）※1、2

ベース型（全日０－24時）の販売を予定しております。

※１　販売商品の詳細については、当該募集へ参加いただく事業者に別途お知らせする「電力卸販売に係る募集要項」および「各募集回の募集内容」にてご案内します。販売商品は、上記から変更となる可能性がありますので、予めご了承ください。

※２　電力の受渡については、中国エリアを原則としますが、間接オークション渡し（JEPX渡し）を希望される場合は、電力卸取引参加申込書の備考欄へその旨を記載してください。

３．募集方法

電力卸販売の募集については、当社の指定するブローカーである株式会社enechainおよびその子会社である株式会社eSquare（以下、総称して「enechain社」）が提供する電力卸取引入札プラットフォームeTenderを経由して実施します。

募集に関する当社からのご案内・ご連絡についても、原則としてenechain社より行います。

４．参加要件

お申込みいただく事業者は、以下の参加要件を全て満たす必要があります。

なお、参加申込後から契約締結までに、以下の参加要件をいずれか１つでも満たしていないと当社が判断した場合、契約いたしません。また、これにより事業者に何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

・　民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続または会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続をしていないこと。

・　これまでに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（旧電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったことにより、同法第34条第４項にもとづき、国からその事業者名を公表されたことがないこと。

・　暴力団、暴力団構成員、暴力団構成員でなくなった日から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、総称して「暴力団等」）ではないこと。
・　暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
・　事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
・　暴力団等を電力卸取引に係る業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

５．参加申込期間

2026 年 11 月 27 日（金）から 2026 年 12 月８日（火）17 時（日本標準時）までとします。

参加申込期間を過ぎた申込については、原則として、受付いたしません（この参加申込期間内にお申込みいただけなかった事業者については、原則として、本募集で実施するすべての募集回にご参加いただけません）。

６．参加申込

参加申込期間内に、以下の書類を下記７．提出先および問い合わせ先までメールによりご提出ください。

参加申込受付後、原則として、翌営業日までに、enechain 社より「電力卸売買基本契約書および電力卸売買個別契約書（ひな形）」をメールにて送付します。enechain 社からのメールが届かない場合は、ご連絡ください。

（１）電力卸取引参加申込書

当社が指定する「電力卸取引参加申込書（資料２）」に必要事項を記入し、秘密保持に関する誓約に同意のうえ、PDF 形式で提出してください。

（２）財務諸表

日本の株式市場に上場していない事業者は、直近３年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）を提出してください。また、参加申込にあたり第三者の連帯保証について「可」と選択された事業者は、当該第三者の財務諸表も提出してください。

なお、当社が与信評価をするにあたり、追加で資料の提出等をお願いすることがあります。

財務諸表について、当社へ直接の提出を希望する事業者は、下記７．提出先および問い合わせ先までメールでご連絡ください。

（３）参加申込にあたっての留意事項

（ｉ）　**2026 年７月 28 日ご案内の電力卸販売※1にご参加いただいている事業者〔当社の定める与信基準（非公表）を満たしている事業者〕につきましては、改めての参加申込は不要とし、引き続き 2027 年３月・2027 年度向け期中卸にご参加いただけます。**

当該事業者について、既に提出済の「電力卸取引参加申込書（期中卸・単年卸・複数年卸共通）」の申込内容および別紙の秘密保持に関する誓約は、「2027 年３月・2027 年度向け期中卸募集」においても適用いたします。

なお、本募集への参加を辞退される場合は、募集要項等のご案内を実施しませんので、2026 年 12 月８日（火）17 時（日本標準時）までに、下記７．提出先および問い合わせ先まで、辞退の旨メールでお申し出ください。

（ⅱ） 2026 年７月 28 日ご案内の電力卸販売※1にお申込みされなかった事業者およびお申込みいただいたものの、与信審査において当社の定める与信基準を満たさなかった事業者につきましては、2027 年３月・2027 年度向け期中卸へのご参加を希望される場合は、参加申込をお願いします。

（ⅲ） （ⅱ）の事業者につきましては、2026 年７月 28 日ご案内の電力卸販売〔2026 年度冬季（2026 年 12 月、2027 年１月、2027 年２月の月間商品）向けの電力卸販売（期中卸）、2027 年度向けの電力卸販売（単年卸）および 2027 年度から 2029 年度までを受給期間とする電力卸販売（複数年卸）〕にはご参加いただけません。

（ⅳ） 上記（１）および（２）の書類をメールで提出する際の件名は、「（事業者名）電力卸取引参加申込書の送付について」としてください。

（ⅴ） 当社および enechain 社から事業者への連絡は、原則として、「電力卸取引参加申込書（資料２）」の連絡先欄に記入のメールアドレスへのメール連絡となります。

（ⅵ） 参加申込にあたり第三者の連帯保証について「可」と選択された事業者が、連帯保証を条件に約定となる場合は、電力卸売買個別契約の締結に際して、保証を行う事業者から「連帯保証書（当社が指定する様式：資料３）」を提出いただきます。

（ⅶ） eTender のご利用には eCloud アカウントが必要となります。enechain 社から eCloud アカウント作成メールが届きましたら、「eTender ご利用にあたってのお手続き（資料４）」に沿って、2026 年 12 月 21 日(月)までに eCloud アカウントの登録※2（無料）をお願いします。

※１ 当社ホームページ公開先：https://www.energia.co.jp/info/2026/16580.html

※２ eCloud アカウントを既に作成済みの事業者は、既存の eCloud アカウントをご利用いただけます。

【参考】既存参加者と新規参加者の参加可否・申込要否

	既存募集(7月28日ご案内)					追加募集(今回ご案内)	
	期中卸			単年卸	複数年卸	2026年度3月・2027年度期中卸	
受給期間	2026年12月月間	2027年1月月間	2027年2月月間	2027年度	2027年度～2029年度	2027年3月月間	2027年度月間・四半期
既存参加者（7/28募集開始 上記(ⅰ)の事業者）	参加可能					参加可能（追加申込不要）	
新規参加者（11/27募集開始 上記(ⅱ)の事業者）	参加不可					参加可能（申込要）	

7．提出先および問い合わせ先

株式会社 enechain 中国電力卸販売 eTender 事務局

E-mail energia_wholesale@enechain.co.jp

enechain 社からのメールによる連絡は、原則として、上記メールアドレスから送信いたします。

８．与信審査

・ 当社の定める与信基準（非公表）を満たしているか否かを審査し、参加申込時点で当社が定める与信基準を満たさない事業者には、2026 年 12 月 21 日（月）までに enechain 社を通じてメールにて連絡いたします。

当該事業者は、本募集で実施するすべての募集回にご参加いただけません。

・ 2026 年７月 28 日ご案内の電力卸販売にお申込みいただき、与信審査において当社の与信基準（非公表）を満たした事業者につきましては、本募集においても与信基準を満たしているものとして取り扱い、各募集回の入札に参加いただけます。

ただし、2026 年７月 28 日ご案内の電力卸販売にお申込みいただいたものの、与信審査において当社の与信基準を満たさなかった事業者につきましては、改めて与信基準（非公表）を満たしているか否かを審査いたします。

・ 各募集回における事業者からの入札・申込内容（受給電力および受給料金単価）をふまえ、当社の与信基準に照らし約定処理を実施します。

・ 当社の定める与信基準を満たさない事業者において、当社の定める与信基準を満たす第三者による連帯保証書の差入を行う場合は、第三者の連帯保証を条件に約定とすることがあります。

・ 当社の定める与信基準を満たしている場合や第三者による連帯保証書の差入を行う場合であっても、財務状況を確認したうえで、受給料金の前払いや受給電力の減量等の受給条件について協議させていただくことがあります。

・ 参加申込時点で当社の定める与信基準を満たした場合でも、契約締結までに当社の定める与信基準を満たさなくなった場合は、契約いたしません。また、これにより事業者に何らかの損害が発生したとしても、当社は、その損害につき賠償の責を負いません。

９．その他留意事項

・ 2026 年 12 月９日（水）に、本募集の募集条件の詳細を定めた「電力卸販売に係る募集要項（2027 年 3 月・2027 年度向け期中卸）」と「各募集回の募集内容（2027 年 3 月・2027 年度向け期中卸）」を、eTender 上に掲載するとともに、本募集へ参加される事業者へメールでご案内いたしますので、ご確認ください。

・ 2027 年３月・2027 年度向け期中卸（第 1 回）は、2026 年 12 月 22 日（火）から 12 月 24 日（木）までの期間、入札を実施いたしますので、予めご承知おきください。

なお、2027 年３月・2027 年度向け期中卸（第１回）については、2027 年 3 月の月間商品のみ募集いたします。

・ 本募集により事業者から取得した情報等について、監督官庁等から開示を求められた場合や法令の定めにもとづき裁判所等から開示を求められた場合、当社は、当該情報等を開示することがあります。

【参考】参加申込手続きの流れ※

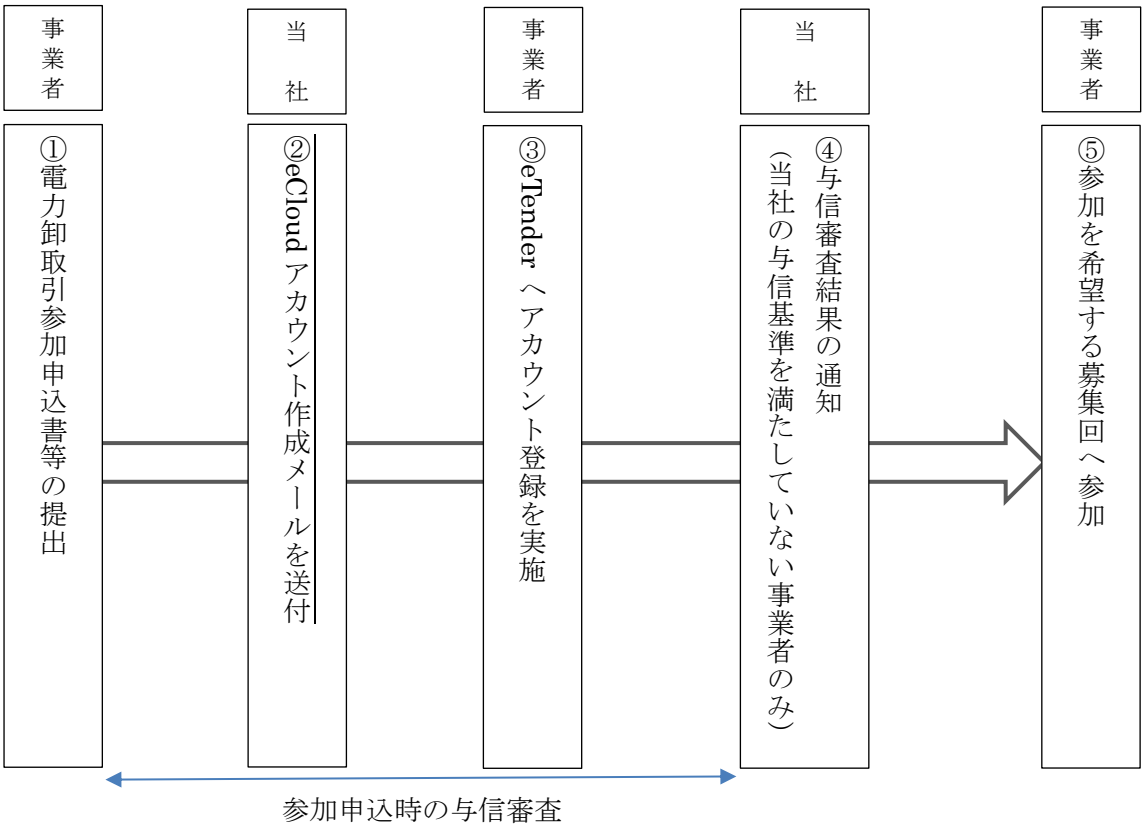

※ 2026 年 7 月 28 日ご案内の電力卸販売にご参加いただいている事業者のうち、当社の定める与信基準（非公表）を満たしている事業者につきましては、①～④のお手続きは不要です。

以　上